

計画の期間

計画の進捗状況を把握し、毎年度施策の実施状況を評価します。

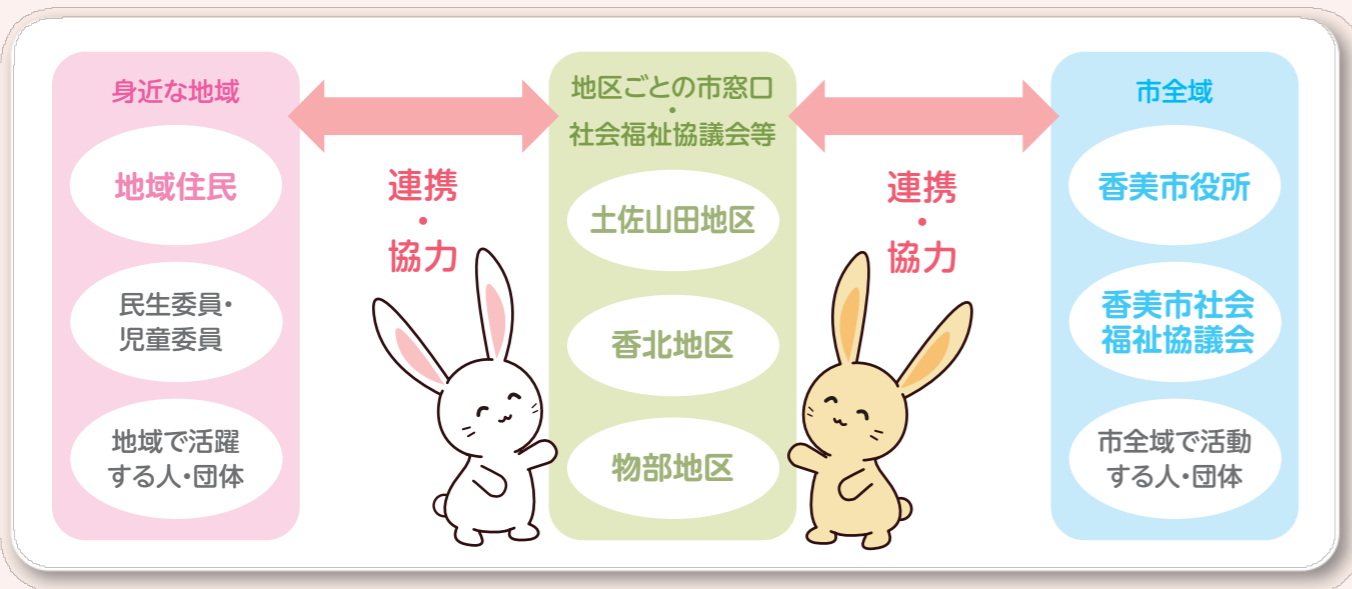
取組状況を検証・評価した結果、計画を変更する必要がある場合には、計画期間中でも、柔軟に計画の見直しを行います。

	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	...
香美市地域福祉計画・地域福祉活動計画	第3期(本計画)					第4期	
香美市成年後見制度利用促進基本計画	第1期(本計画)					第2期	
香美市再犯防止推進計画	第1期(本計画)					第2期	

計画の推進に向けて

地域福祉活動の主役は、地域で暮らしている住民自身です。地域共生社会を実現させていくためには、地域住民と市や社会福祉協議会が連携して、取組を進めていくことが重要です。

また、地域の様々な課題に対応していくため、地域で活動する団体や関係機関等が地域福祉の担い手として活躍していきます。



市HPでは、本計画の詳細について公表していますので、ぜひご覧ください。また、市HPには、市役所の各種相談窓口や、香美市内の保健・福祉施設、文化施設、スポーツ施設等の情報も掲載しております。

詳しくは、こちらの二次元コードにアクセスしてください→



香美市社会福祉協議会では、以下のような取組を進めています。

- ・生活の困りごとに対する相談や支援
- ・香美市で活動するボランティアに対する支援
- ・学校等での福祉教育の推進
- ・高齢者への福祉(介護)サービスの提供
- ・貧困に悩む人に対する支援

詳しくは、こちらの二次元コードにアクセスしてください→



Check!

第3期香美市地域福祉計画・地域福祉活動計画【概要版】

発行年月：令和5年3月

発行：香美市・香美市社会福祉協議会

編集：香美市 福祉事務所 社会福祉班

〒782-8501 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号

TEL:0887-53-3117 FAX:0887-53-1094



第3期香美市地域福祉計画・地域福祉活動計画

概要版

令和5年度～令和9年度



地域福祉計画・地域福祉活動計画とは？

「地域福祉計画」は、「社会福祉法」(第107条)に基づき市町村が策定する計画で、地域福祉を推進していくための理念や仕組みを定めます。また、「地域福祉活動計画」は、同法(第109条)に基づき社会福祉協議会が策定する計画で、地域住民や福祉関係団体等が主体的に進めていく地域活動を定めます。

さらに本計画は「成年後見制度利用促進基本計画」と「地方再犯防止推進計画」を一体的に策定します。

地域福祉とは？

地域福祉とは、地域において私たちが安心して暮らせるように、住民と福祉関係者がお互いに協力して、地域の福祉課題の解決に取り組むことです。

香美市では、子どもや高齢者、障害のある人等、だれもが住み慣れたまちで、お互いに支え、支えられ、幸せな生活を送ることができるような「地域共生社会の実現」に向けて、地域福祉を推進していきます。



計画の基本理念

つながり、集まり、支えあうまち香美市

「地域共生社会の実現」のために、前期計画の基本理念「つながり、集まり、支えあうまち香美市」を本計画でも採用し、だれもが住み慣れた地域で、地域の人たちとともに充実した生活を過ごしていけるように、地域福祉の更なる推進を目指します。



令和5年3月
香美市・香美市社会福祉協議会

計画の基本的な考え方

●この計画が目指す“地域”とは、どんな姿？

住民一人ひとりが抱える様々な課題を地域全体で丸ごと受け止め、地域の人たちとともに解決していけるような姿を目指します。

“不登校”・“介護”といった分野や、“子ども”・“高齢者”といった対象者の属性に沿った「縦割り」の支援体制、また、“支える”・“支えられる”という一方向の関係性ではなく、地域の中でつながり、支えあう体制として「包括的支援体制」を整備していきます。

●この計画を通して、どんな取組をするの？

基本目標1 みんなで集い、地域社会に向き合うまちづくり

住民一人ひとりが地域に関心を持ち、自ら進んで地域活動に関わっていくような主体性を育ていけるように、地域福祉に関する情報を周知します。また、福祉教育や地域行事の活性化に向けた取組を継続的に推進します。



(1) 福祉意識の醸成

福祉や人権に関する講座や、学校での教育活動を推進するとともに、地域行事の活性化を図ります。

【具体的な取組(例)】

- 福祉教育の推進
(福祉や人権についての学校教育と生涯学習の充実)
- 福祉に関する行事の活性化
(市民セミナーや地域サロンでのイベント実施)

重点

(2) 地域活動への参加促進

市内各地で行われている地域活動を積極的に周知します。また、地域活動に関わるボランティアや担い手を確保・育成します。

【具体的な取組(例)】

- 地域活動の周知・啓発
- ボランティア等の確保・育成
- 地域活動の担い手の確保・育成
(地域活動や健康づくりのリーダー養成)
- 移動手段の確保(公共交通や福祉タクシーの充実)

(3) 集いの場づくり

だれでも気軽に参加でき、意見交換ができる集いの場の設立と運営を支援します。また、住民同士の交流を促す活動を実施する団体に対して、継続的に支援します。

【具体的な取組(例)】

- 集いの場の拡充(あったかふれあいセンターや地域の集い等の利用促進)
- 公共施設の活用の促進(公民館や集会所、図書館・体育施設、社会福祉施設の利用促進)

基本目標2 みんなで連携し、支えあえるまちづくり

地域活動に携わる様々な担い手や団体への支援を強化すると同時に、地域内での情報共有体制や、支援を必要とする人の見守り体制、専門機関等とのネットワークを整備・強化していきます。

(1) 地域活動団体等への支援

住民が抱える様々な課題の解決や、住民の生きがいの創出、地域全体の活性化に向けた取組を進める人や団体に対して、継続的に支援します。

【具体的な取組(例)】

- 地域で活動する様々な団体への支援
(民生委員児童委員協議会、福祉委員会、老人クラブ、自主グループ活動等)

重点

(2) 地域のネットワーク整備

住民や地域活動団体が互いに情報を共有し、いつでも連携できる体制づくりを推進します。また、地域で見守りを必要とする人たちの支援体制を整備します。

【具体的な取組(例)】

- 情報提供・共有体制の整備(各種支援情報の提供、民生委員・児童委員等の活動推進)
- 支援が必要な人への支援体制の整備
- 専門機関等とのネットワーク強化(認知症・障害者・権利擁護等の協議会開催、子育て支援団体等との連携)

基本目標3 みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくり

住民が気軽に相談できる相談先を周知すると同時に、複雑な課題にも対応できる相談支援体制の整備を進めます。また、地域で安心・安全に暮らしていくために、防災や防犯に関する取組も継続して実施します。



重点

(1) 福祉サービスの充実

一人ひとりの状況に応じた適切な福祉サービス等を円滑に受けられるように、相談窓口を拡充します。また、住民の複合的な課題を丸ごと受け止め、地域全体で解決していける支援体制を検討します。

【具体的な取組(例)】

- 相談窓口の充実
- 複合的な課題を抱えた人たちへの支援
(生活困窮者への支援、権利擁護事業の推進等)

(2) 安全に暮らせる地域づくり

地域の防災活動と防犯活動を推進します。また、災害時に支援を必要とする人の情報を共有し、円滑に避難できるようにする等、緊急時の支援体制の整備に努めます。

【具体的な取組(例)】

- 防災・減災の取組の充実
(自主防災組織への支援、防災対策の強化等)
- 災害時の支援体制の整備
(災害ボランティアセンターの研修、福祉避難所等の整備)
- 防犯等の取組の充実